

国官参建第 5 1 号  
令和 6 年 1 2 月 1 3 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を  
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和 6 年 1 2 月 1 3 日付け国不建推第 6 4 号・国不建振第 1 0 5 号・国官参建第 4 7 号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第 6 条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内 8 時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。



参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- 7 この表は、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

( 上段：公共工事設計労務単価  
下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舎費等) (参考値) )

地方道		所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円) ※(単位:円)																			
道庁/支庁	トンネル 建設費	掘りよみ 特殊工	掘りよみ 普通工	掘りよみ 盛設費	土木一般 建設費	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員	山林砂防工	軌道工	型枠工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工	
北海道	43,200	33,000	35,400	43,600	26,900	30,400	24,900	45,600	31,500	29,700	36,500	32,900	26,400	28,100	28,300	24,100	28,200	30,200	28,700	-	
	(60,700)	(46,400)	(49,800)	(61,300)	(37,800)	(42,700)	(35,000)	(64,100)	(44,300)	(41,800)	(51,300)	(46,300)	(37,100)	(39,500)	(39,800)	(33,900)	(39,600)	(42,500)	(40,400)	-	
東北	43,600	32,400	37,200	42,300	32,000	31,400	25,600	52,200	34,200	34,000	-	37,800	33,700	29,600	30,100	23,600	27,400	26,800	28,000	22,500	
	(61,300)	(45,600)	(52,300)	(59,500)	(45,000)	(44,100)	(36,000)	(73,400)	(48,100)	(47,800)	-	(53,100)	(47,400)	(41,800)	(42,300)	(32,200)	(38,500)	(37,700)	(39,400)	(31,600)	
関東	43,700	32,500	37,300	43,800	31,900	31,500	25,500	54,300	35,600	35,800	-	37,700	34,000	30,400	31,900	25,200	27,400	27,000	28,200	22,500	
	(61,400)	(45,700)	(52,400)	(61,600)	(44,900)	(44,300)	(35,900)	(76,300)	(50,100)	(50,300)	-	(53,000)	(47,800)	(42,700)	(44,900)	(35,400)	(38,500)	(38,000)	(39,600)	(31,600)	
近畿	43,400	32,300	37,000	42,900	32,100	31,300	25,400	59,400	38,900	38,700	-	37,800	34,400	33,000	34,600	26,400	27,200	29,600	30,600	22,600	
	(61,000)	(45,400)	(52,000)	(61,300)	(45,100)	(44,000)	(35,700)	(83,500)	(54,700)	(54,400)	-	(53,100)	(47,800)	(42,700)	(45,000)	(36,400)	(37,100)	(38,200)	(41,600)	(31,800)	
中部	44,100	33,300	37,600	44,100	33,500	31,800	25,900	54,500	35,500	35,500	-	38,200	30,700	33,000	30,800	23,100	27,800	27,800	28,200	22,800	
	(62,000)	(46,800)	(52,900)	(62,000)	(47,100)	(44,700)	(36,400)	(76,600)	(49,900)	(49,900)	-	(53,700)	(43,200)	(46,400)	(43,300)	(32,500)	(39,100)	(39,100)	(39,600)	(32,100)	
北陸	43,800	32,900	37,300	42,800	31,000	31,500	26,800	54,400	35,600	35,400	-	34,100	30,900	28,500	30,000	25,400	27,500	30,900	29,000	22,600	
	(61,800)	(46,300)	(52,400)	(60,200)	(43,800)	(44,900)	(37,100)	(76,500)	(50,100)	(49,800)	-	(47,900)	(43,400)	(40,100)	(42,300)	(35,700)	(38,700)	(43,400)	(40,900)	(31,800)	
中国	43,600	32,700	37,300	42,700	32,100	31,500	26,700	54,400	35,600	35,700	-	41,700	31,600	28,700	31,600	25,800	25,900	27,400	30,500	22,600	
	(61,300)	(45,700)	(52,400)	(60,000)	(41,100)	(44,300)	(37,700)	(76,500)	(50,100)	(50,200)	-	(58,800)	(40,400)	(44,400)	(42,500)	(36,400)	(38,500)	(42,900)	(41,300)	(31,800)	
四国	38,600	32,700	33,500	37,400	29,000	38,400	29,400	43,900	29,700	31,900	30,700	54,700	28,700	29,100	29,700	26,000	28,400	30,700	31,300	24,200	
	(54,300)	(46,000)	(47,100)	(52,600)	(40,800)	(54,000)	(41,300)	(61,700)	(41,800)	(44,900)	(43,200)	(76,900)	(40,400)	(41,800)	(41,800)	(36,600)	(38,600)	(43,200)	(44,000)	(34,000)	
九州	38,600	33,100	34,400	37,700	28,900	38,400	29,400	44,100	30,500	32,200	30,600	55,600	28,400	29,500	30,000	26,700	28,500	31,700	31,700	24,200	
	(54,300)	(46,500)	(47,000)	(53,000)	(40,600)	(54,000)	(41,300)	(62,000)	(42,900)	(45,300)	(43,000)	(78,200)	(39,900)	(41,500)	(42,200)	(36,100)	(38,100)	(41,600)	(41,600)	(34,000)	
沖縄	38,400	32,900	34,400	37,700	29,000	38,500	29,400	45,900	29,800	31,400	30,800	51,600	28,300	28,500	26,500	25,200	28,500	29,200	29,800	24,200	
	(54,000)	(46,300)	(47,000)	(53,000)	(40,800)	(54,100)	(41,300)	(64,500)	(41,900)	(44,100)	(43,300)	(72,500)	(39,800)	(40,100)	(37,300)	(35,400)	(40,100)	(41,100)	(40,600)	(34,000)	
北海道	43,600	32,500	37,300	43,800	31,900	31,500	25,500	54,300	35,600	35,800	-	37,700	34,000	30,400	31,900	25,200	27,400	27,000	28,200	22,500	
	(61,400)	(45,700)	(52,400)	(61,600)	(44,900)	(44,300)	(35,900)	(76,300)	(50,100)	(50,300)	-	(53,000)	(47,800)	(42,700)	(44,900)	(35,400)	(38,500)	(38,000)	(39,600)	(31,600)	

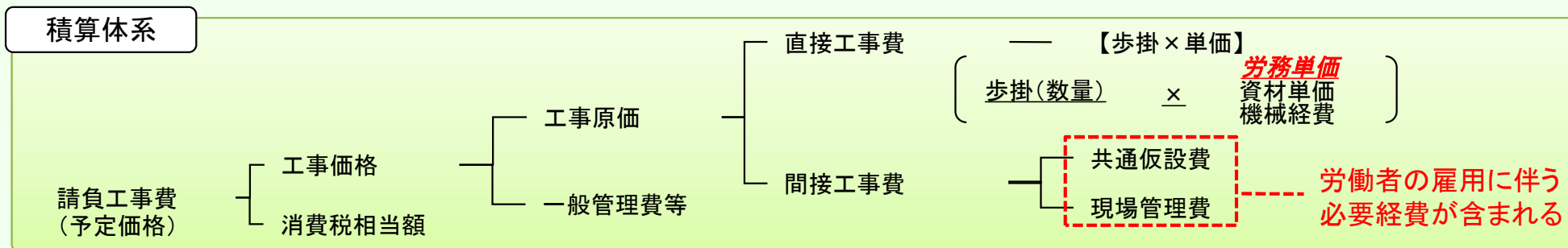


# 建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

## 現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・**建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない**  
 (必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



## 課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、**技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられている**との指摘がある。

## 対策

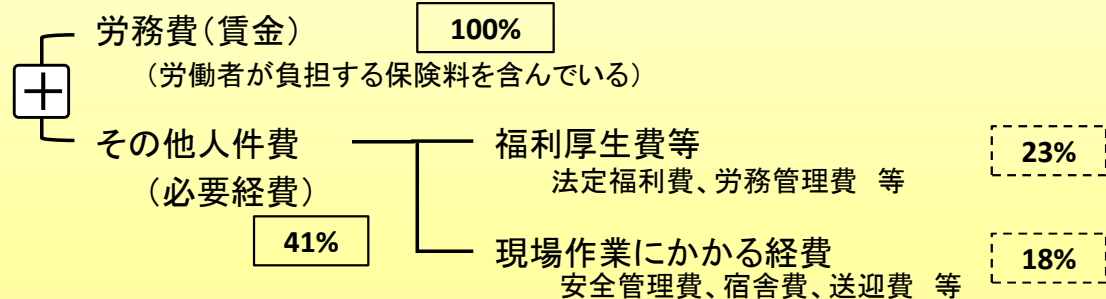
公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う**必要経費を含む金額**とを**並列表示**し、**公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。**

### 並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

(上段) : 公共工事設計労務単価  
 (下段) : 公共工事設計労務単価 + 必要経費

### 労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である